

# 知ってほしい 犬のこと🐾



固 環境対策課④ 2 2 5 3

町には、令和5年3月末時点で、2,240頭の犬が登録されています。これは、9世帯に1世帯が犬を飼っていることになります。

最近では、犬の飼育について、散歩時のマナーや近隣トラブルなどの相談が町に寄せられることが増えています。猫などのような基本的に室内飼いをするペットとは対照的に、犬は室外飼育や散歩など、外に出す場面が多いことなどが原因でも考えられます。

そこで、愛犬も飼い主も安心して共生し、愛犬に幸せな一生を送ってもらうために、飼い方について考えてみませんか？

## 🐾 認識していますか？愛犬の大切な命

「かわいいから」というだけの理由で深く考えずに飼い始め、犬の成長とともに飼育の大変さに気づいて飼育放棄する事例や、間違った飼い方をしたために犬の存在が逆にストレスやトラブルの原因になってしまう事例があります。

犬は、私たち人間と同様、**大切な命**です。最後まで責任をもって飼えるのか、飼うための準備が整っているのか、次のチェックリストをもとに考えましょう。

## 🐾 犬を飼う前の事前チェックリスト 🐾

- 今の住居は犬が飼える環境ですか？
- 家族の同意を得ていますか？
- あなたの飼いたい犬は、あなたのライフスタイルに合っていますか？
- 犬の一生にかかる費用を把握していますか？  
(犬の平均年齢を10～15歳とした場合、登録や注射、エサなどで年間30万円前後、一生で300万円以上の費用がかかります。この試算は犬種によって異なります。)
- 毎日欠かさず、世話に時間と手間をかけられますか？
- 周囲の人々への配慮（鳴き声やフンの処理）はできますか？



# 犬の生涯と飼い方



誕生

幼犬期

成犬期

中高年期

高齢期

永眠



狂犬病予防注射が必要とされる期間

①犬の登録をしましょう  
**(有料)**。犬を飼い始めたら**30日以内**に環境対策課で登録と鑑札(かんさつ)の交付を受けてください。



## 鑑札って?

犬の登録をした際に交付されるものです。**犬にとって一生に一度のもの**になりますので、必ず装着してください。



◎紛失した場合は?

▲再発行手続き(有料)が必要です。詳しくは、環境対策課内2253へ

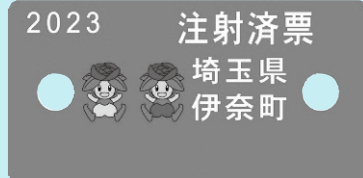
## 年1回 原則4月1日~6月末まで

②狂犬病予防注射を**毎年必ず**接種しましょう。**(有料)** 詳しくは5ページをご覧ください。狂犬病予防法という法律では、「生後91日以上の子犬は、狂犬病の予防注射を受けなければならない」と定められています。



**狂犬病予防注射をしていない場合は法律違反になります。**お気をつけください。

③狂犬病注射済票(右写真)の交付を受けましょう。**(有料)** 環境対策課で所定の手続きを行ってください。



令和5年度から  
リニューアルしました!  
※鑑札とは異なります。



## もし犬が亡くなったら...

亡くなってから30日以内に環境対策課で手続きが必要です。手続きは電話でもできますのでご連絡ください。



## 遺体の処理に困ったときは? (有料)

遺骨の引き取りを希望される方は、上尾伊奈斎場つつじ苑またはペット霊園などにご連絡ください。クリーンセンターでも火葬はできますが、遺骨の引き取りはできませんのでご注意ください。

